

HIDAKA CITY FIRE CORPS

SUPPORT SHOP

消防団サポート事業

協賛店募集!

市では、平成 26 年度から日高市消防団サポート事業を開始しています。
消防団員証を提示した消防団員へ協賛店が独自に特典サービスを提供するものです。
提供いただく特典サービスの内容は、企業・店舗の皆様が可能な範囲で自由に設定していただけます。

また、特典内容は、所定の様式をご提出いただければ、いつでも変更が可能です。
なお、登録は無料です。

特典サービスの一例

- ・毎月〇日（第〇曜日）は、〇%割引（ポイント〇倍） 消防団員及び同伴者
- ・ソフトドリンク一杯無料サービス 消防団員及び一緒に来店されたグループ
- ・〇〇円以上お買い上げの場合、お買い上げ金額の〇%割引 消防団員に限る など

協賛店のメリット

- ・消防団員を応援している協賛店（サポート事業所）として、社会貢献を内外にアピールできます。
- ・消防団員が協賛店（サポート事業所）を利用する機会が増え、協賛店（サポート事業所）の活性化につながります。
- ・協賛店（サポート事業所）として、市のホームページに掲載しますので、宣伝効果もあります。

消防団は地域防災力の要です。火災や自然災害が起きたときに、頼りになるのは地元に着した消防団員です。地域の皆さんで消防団員を応援しましょう！

申請先 & 問い合わせ先

日高市役所危機管理課防災・消防団担当

日高市大字南平沢 1020 番地

TEL042-989-2111 内線3343

FAX042-989-2316

E-MAIL kikikanri@city.hidaka.lg.jp



日高市消防団

申請要領

- 日高市消防団サポート事業所登録申請書（様式第2号）により市役所危機管理課へ申請してください。
- 申請は、直接、郵送及びFAXでお願いします。メールでの申し込みを希望される場合は、市役所危機管理防災課までお問い合わせください。

申請後の流れ

STEP①

- 市で申請を受け付けたら、審査基準に基づき内容を審査し、日高市消防団サポート事業所指定書（様式第3号）を協賛店（サポート事業所）へお送りします。その指定書を店内に掲示してください。

審査基準

1. 明確な優遇措置が設けられている。
2. 期間が連続して6カ月以上である。
3. 全消防団員を対象としている。

- ステッカーを必要枚数お渡しいたします。協賛店（サポート事業所）の入り口の見やすい場所などに使用してください。

STEP②

- 指定書が届いたら、特典サービスを提供できます。

STEP③

- 特典サービスの内容を変更したい時、指定を取り消したい時などは、別途書類を提出していただく必要がありますので、市までお問い合わせください。

消防団員証及びステッカーのイメージ

